

令和6年4月19日

各 位

結 城 信 用 金 庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ではございますが、当金庫におきまして下記の不祥事件が発生いたしました。社会的・公共的な役割を担い、高い倫理観と信用が求められる金融機関として、このような事態を招いたことについて、役職員一同深く反省しております。

まずは、被害に遭われましたお客さまに深くお詫び申し上げるとともに、日頃より当金庫をご愛顧いただいているお客さま、地域の皆さま、関係各位に心からお詫び申し上げ、今後の再発防止を徹底してまいります。

記

1. 事案の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事故者 | 元職員（50歳代男性） |
| (2) 発生店舗 | 境支店 |
| (3) 事故の内容 | お客さまから預金としてお預かりした現金を着服し、遊興費やカードローンの返済等に流用 |
| (4) 事故金額 | 1件 5,000,000円 |
| (5) 実損額 | なし（事故金額については、事故者および事故者親族から全額弁済されております。） |
| (6) 発覚日 | 令和6年3月15日 |
| (7) 発生期間 | 令和6年3月8日～令和6年3月15日（8日間） |
| (8) 発覚の経緯 | 被害に遭われたお客さまから問い合わせがあり、事故者が着服・流用を認めたもの |

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様へは訪問のうえ事実関係を説明し、深くお詫び申し上げ、お客様の被害金につきましては、全額弁済をいたしました。

3. 関係機関への届出

事件発覚後、監督官庁等へ届出を行うとともに、所轄の警察署にも相談しております。

4. 人事処分

事故者は懲戒解雇処分と致しました。また、関係者につきましては、管理・監督の責任の所在を明らかにした上で、厳正に処分を行います。

5. 今後の対応

この度の不祥事件を厳粛に受け止め、当金庫役職員のコンプライアンス意識の徹底と内部管理態勢の強化を図ってまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

<お客さま専用窓口>リスク統括部 0296-20-8720

<報道関係者窓口>総合企画部 0296-32-2110

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祭日を除く）

《ご注意ください》

- 当金庫職員が、名刺等の裏に署名・押印し、現金や通帳・証書等をお預かりすることはございません。

- 当金庫では、現金や通帳・証書等をお預かりする場合、タブレット端末にご署名いただく「電子サイン」または手書きの「お預かり証」（下図）のどちらかでお預かりすることになっています。

【手書き「お預かり証」】

| お 預 り 証 | | | | | | | | | | No. 234700 | | |
|----------------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|--------------------|--|
| 様 | | | | | | | | | | 令和 年 月 日 | | |
| 結城信用金庫 | | | | | | | | | | 取 扱 者 | | |
| 下記の通りお預りいたしました。 | | | | | | | | | | 印 | | |
| ① | 金額 | | | | | | | | | ② | お預り内訳 | |
| | 現金 | | | | | | | | | | 定期預金 証書 通No. _____ | |
| | 当手枚 | | | | | | | | | | 定期預金 通帳 通No. _____ | |
| 内 | 他手枚 | | | | | | | | | 普通預金 通帳 通No. _____ | | |
| | 記 | | | | | | | | | | | |
| 入金科目 | | 普通 | 定期 | 定積 | 通知 | 納保 | 記帳 | 照合 | 付利 | 書替継続 | 現払 | |
| <small>ご 注 意</small> | | | | | | | | | | <small>【お知らせ】一週間以上経過してもお客様の依頼に基づく処理後の現金・証書等がお手元に届かない場合は、本部コンプライアンス担当までお問い合わせください。（電話0120-208-705）</small> | | |
| | | | | | | | | | | 収入印紙 | | |

【タブレット端末を使用した「電子サイン」】

1. お客様から現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて

(1) 電子サインの際は、タブレット端末の画面上で、お取引内容に間違いが無いことを確認後、ご署名をいただきます。

(2) 定期積金の現金掛入の際は、定期積金証書への集金印を押印しますので、「電子サイン」のご署名はございません。回次と掛入月をご確認ください。

2. お客様へ現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて

(1) 「電子サイン」を使用した取引に対する通帳・証書等お届けの際は、授受を明確にするため「電子サイン」でご署名をいただきます。

(2) 現金お届けの際は、「お届け現金受取書」に、ご署名、ご捺印（お届け印）をいただきます。

- 不審な電話や訪問があった場合には、応じることなく、相手の名前や所属、電話番号を確認していただき、前頁のお問い合わせ専用窓口にご照会ください。